

～推薦の取扱いについて～

1 地域活動功労者表彰における推薦対象者の基準と表彰の制限

【地域活動功労者表彰（糸島市表彰条例 第8条）】

★下記のいずれかに該当する個人又は団体のうち功績が顕著なもの

（旧前原町、旧前原市、旧二丈町及び旧志摩町において貢献したのものも含む。）

(1) 教育、芸術、文化、芸能、スポーツ等の分野における活動（別表1参照）を地域住民に奨励し、青少年健全育成等の地域活動に10年以上貢献している個人または団体 ※原則として無報酬とする。

(2) 献身的な活動（別表2参照）を続け、社会福祉の向上に10年以上貢献している個人又は団体

（別表1）

- | | |
|----|-------------------------|
| 1 | 糸島市スポーツ少年団等の指導者及び役員 |
| 2 | 教育、芸術、文化、芸能等の分野の指導者 |
| 3 | 校区体育委員 |
| 4 | 子ども会育成会役員(校区以上の経歴があるもの) |
| 5 | 糸島少年消防クラブの指導者及び役員 |
| 6 | 地域の子ども山笠などの製作指導者 |
| 7 | 校区コミュニティ推進協議会の役員 |
| 8 | 文庫活動などの読書活動団体(代表者) |
| 9 | 父母教師会役員 |
| 10 | 校区青少年育成指導員 |
| 11 | 上記以外の職で、市長が認めるこれらに準じるもの |

（別表2）

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 環境美化活動者及びボランティア活動者 |
| 2 | 専ら社会福祉に寄与する団体 |
| 3 | 交通安全協会会員 |
| 4 | 糸島手話の会会員 |
| 5 | 要約筆記の会会員 |
| 6 | 福祉委員 |
| 7 | 上記以外で、市長が認めるこれらに準じるもの |

【表彰の制限】

次の各号のいずれかに該当する者は、表彰しないものとする。

※ご本人に同意をいただき、市役所にて確認いたします。

(1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

※刑の言渡しの効力を失ったものを除く。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 分限又は懲戒によりその職を免じられた者

(4) 市税、使用料等を滞納している者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) 過去に糸島市地域活動振興奨励顕彰規則に基づいて顕彰を受けた者

2 推薦の方法

別紙「地域活動功労者表彰推薦書」によりご推薦ください。

3 推薦書の提出期限

6月1日（月）までに提出をお願いします。※郵送の場合は、当日消印有効

4 推薦書の提出先及び問い合わせ先

糸島市 経営戦略部 企画秘書課 秘書係（市役所4階）

担当：小金丸、佐伯

電話：092（332）2111 FAX：092（323）2344

メール：kikakuhisho@city.itoshima.lg.jp

※推薦にあたって不明な点がありましたら、上記へご連絡ください。

5 その他

○被表彰者は、糸島市表彰条例第14条の規定に基づき、庁議において選考を行います。決定後、推薦者及び推薦を受けた方に選考結果をお知らせします。